

会員になると
こんな特典があります!

交通事故による入院見舞金制度

入院見舞金
制度とは?

◇(公財)十日町地区交通安全協会の運転者会員になられた皆様が、万一交通事故により10日以上入院治療を必要とする傷害を負われた場合に、入院見舞金(3万円)をお支払いする制度です。この制度は、平成21年7月7日から実施し、県内では十日町地区交通安全協会だけが会員の特典として実施しています。

適用を
受けるには?

◇シートベルト又はヘルメットの着用を前提としています。これは入院見舞金の導入によりシートベルト等の着用を促し、交通安全に寄与することを目的としています。

会員が事故に遭い
10日以上入院で

見舞金 30,000円

会員は免許の有効期間
最長で1,826日!
ずーっと補償します

※3年有効免許でも1,095日!

運転中はもちろん、
他人の車に同乗中も
補償します

原付の事故も、
自損事故も補償
します



1. 摘要の範囲

- (1) この制度は、事故当時から申請時まで当協会に加入している会員を対象とします。
- (2) 交通事故の発生時において、四輪自動車の乗車時にシートベルトを装着しているとき、自動二輪車又は原付車の乗車時に乗車用ヘルメット着用しているときに限り適用します。

2. 対象となる交通事故

入院見舞金は、会員が自動車もしくは原動機付自転車を運転し、又は同乗(バス、タクシー、その他送迎用自動車の乗客である場合を除きます。)している際に発生した交通事故であって、次のいずれにも該当する場合を対象としています。

- (1) 入会の日から運転免許証の有効期限までに発生したものであること。
- (2) 日本国内で発生し、かつ、人身交通事故証明書が発行されたものであること。
- (3) 当該交通事故が原因する傷害の治療のため10日以上継続して入院したものであること。

3. 入院見舞金の支払制限

協会は、次のいずれかに該当する交通事故である場合は、入院見舞金を支払いません。

- (1) 故意(危険運転致傷を含む。)によるもの(2)自殺行為、犯罪行為、又は闘争行為によるもの(3)無免許運転、飲酒運転、過労運転、又は覚せい剤等薬物が影響する運転による交通事故(4)テロ行為、戦争、革命、内乱、外国の武力行使、又は暴動が起因するもの(5)自動車等の競技、競争、興業、訓練、又は試運転中によるもの(6)爆発又は火災が起因するもの(7)地震、津波等自然災害が起因するもの(8)脳疾患、疾病、又は心神喪失に

よるもの(9)頸部症候群(むち打ち症)又は腰痛で他覚症状のない入院

4. 入院見舞金の額

入院見舞金の額は、1事故につき**三万円**です。

5. 会員の種別

運転者会員—免許をお持ちの方に有効期限に応じて免許更新時や新規取得時等に1年500円でお支払いいただく会費。但し4年有効は1,500円、5年有効は2,000円になります。

車両会員—毎年各世帯で加入する「車両会費」を納入した者。

6. 見舞金の請求手続き

- (1) 10日以上入院したことにより、入院見舞金の支払いを受けようとする場合は、請求者本人が協会事務局に、運転免許証、印鑑、人身交通事故証明書・診断書(いずれもコピー可)を持参してください。
- (2) 請求者が入院等のため事務局に来られない場合は代理人が請求することができます。この場合委任状と代理人の免許証の写しが必要です。

7. 請求の期限

対象となる事故の発生の日から3年以内に請求してください。

お問合せは・・・

〒948-0051 新潟県十日町市寿町1-1-2

十日町交通センター内 **公益財団法人十日町地区交通安全協会**

電話 025-757-6055 Fax 025-757-6385

※入院見舞金の申請での個人情報は交通安全協会が管理し、この見舞金制度の執行以外には利用しません。